

んだ線との交点に至り、この点から同線を南西に進み字三崎13番8の東端に至り、この点から南西に字三崎13番8と同13番2との地番界、同18番5と同18番4との地番界、同18番6と同18番1との地番界を順次進み同18番3の地番界との交点に至り、この点から同18番6と同18番1との地番界線を南西に延伸した線と尻別川右岸（低水敷を除く。）との交点に至り、この点から同川右岸（低水敷を除く。）を下流に進み起点に至る線で囲まれた陸域の区域

④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28. 9. 27 第575号)

【胆振総合振興局管内】

《32》① 室蘭特定獣具使用禁止区域 4,194ha

② 銃器

③ 室蘭市に所在する国道36号と国道37号との交点を起点とし、この点から国道36号を北東に進み室蘭市と登別市の境界との交点に至り、この点から同境界を南東に進み汀線との交点に至り、この点から汀線を西に進み絵柄半島の西端との交点に至り、この点から北西に海面を見通して恵比須島の西端との交点に至り、この点から北に海面を見通して大黒島の西端との交点に至り、この点から西に海面を見通して南外防波堤の東端との交点に至り、この点から同防波堤を西に進み同防波堤の西端との交点に至り、この点から北に海面を見通して北外防波堤の南端との交点に至り、この点から同防波堤を北に進み同防波堤と汀線との交点に至り、この点から汀線を北西に進み室蘭市と伊達市の境界との交点に至り、この点から同境界を東に進み国道37号との交点に至り、この点から同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。ただし、測量山鳥獣保護区及び地球岬鳥獣保護区の区域を除く

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3. 9. 28 第633号)

《33》① 時前大沼特定獣具使用禁止区域 48ha

② 銃器

③ 苦小牧市字樽前213番61の北東端を起点とし、同所から213番61、58、59、6、60、1の各東側地番界を南に進み213番1の南東端に至り、同所から213番1、19、35、34、33、32、31、30、18の各南側地番界を西に進み213番18の南西端に至り、同所から213番18、11、13、10、12、51、22、23、64、63の各西側地番界を北に進み214番1の地番界との交点に至り、同所から214番1の南側地番界を西に進み216番4の地番界との交点に至り、同所から216番4の東側、南側、西側地番界を順次進み214番1の地番界との交点に至り、同所から214番1、5の各南側地番界を西に進み216番13の地番界との交点に至り、同所から216番13、41の各東側地番界を南に進み216番41の南東端に至り、同所から216番41、13、19の各南側地番界を西に進み216番19の南西端に至り、同所から212番2、219番1、219番18との交点に至り、同所から219番1の東側、南側地番界を順次進み同番の南西端に至り、同所から220番2の西側地番界を南に進み220番5の地番界との交点に至り、同所から220番5の北側、東側、南側地番界を順次進み同番の南側地番界の西端に至り、同所から231番1の北側地番界的東端に至り、同所から231番1の地番界を南東、南、西、北に順次進み231番2の南西端の交点に至り、同所から238番3の南東端に至り、同所から238番3、1、237番1の各南側地番界を西に進み237番1の南西端に至り、同所から直進し236番1の南東端に至り、同所から236番1の南側地番界を西に進み同番の西端に至り、同所から236番1、366番47、235番1の各西側地番界を北東に進み同地番界線と直交する直線上に496番3の南端を見通す点に至り、同所から直進し496番3の南端に至り、同所から496番3、4、15の各西側地番界を北に進み496番16の地番界との交点に至り、同所から496番16の南側地番界を西に進み同番の西端に至り、同所から496番16、2の各北側地番界を北東に進み496番2の北端に至り、同所から496番2、12、13の各東側地番界を南に進み496番13の南東端に至り、同所から216番25の西端に至り、同所から216番25、24、13、214番5、6、7、8、9、215番2、3の各西側地番界を北東に進み215番3の北西端に至り、同所から215番3、214番2、213番9、61の各北側地番界を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日(H29. 9. 29 第571号)

《34》① 丹治沼特定獣具使用禁止区域 39ha

② 銃器

③ 苦小牧市字植苗280番地1及び2、281番地、282番地1、2並びに9から12までの区域

④ 平成26年10月1日～平成36年9月30日(H26. 9. 30 第661号)

《35》① 厚真大沼特定獣具使用禁止区域 17ha

② 銃器

③ 勇払郡厚真町字鹿沼332-1東端と同332-1地先国有地との交点を起点とし、同所から国有地界を右回りに順次進み起点に至る線に囲まれた区域(大沼を含む)

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5. 9. 29 第661号)

《36》① 幌別ダム下流特定獣具使用禁止区域 57ha

② 銃器

③ 登別市桜木町に所在する道弁景幌別線と市道桜木線との交点を起点とし、この点から同道を北に進み幌別川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を南に進み道道登別室蘭インター線来福橋との交点に至り、この点から同橋を南西に進み幌別川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を北西に進み新徳消川右岸との交点に至り、この点から同川を西に進み市道桜木線との交点に至り、この点から同市道を北東に進んで起点に至る線で囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日(H30. 9. 28 第651号)

《37》① 豊達特定獣具使用禁止区域 20ha

② 銃器

③ 勇払郡むかわ町穂別里553番2、553番7から9まで、553番16から17まで、589番5、589番7から8まで、593番1、593番11から14まで、594番1、594番3、597番1から6まで、598番2、599番4、600番4から7まで、602番2から3まで、757番の区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4. 9. 30 第515号)

《38》① 穂別ダム特定獣具使用禁止区域 20ha

② 銃器

③ 勇払郡むかわ町所在の道有林苦小牧經營区60林班と町道穗別夕張線（道路敷を含む。）との境界線と同町穂別長和174番との交点を起点とし、この点から同町道を南東に進み穂別川右岸（河川敷地を除く。）との交点に至り、この点から穂別川左岸（河川敷地を除く。）と町道穗別夕張線との境界線を見通した線を東に進み同点に至り、この点から同町道を東に進み道道1165線（道路敷を含む。）との交点に至り、この点から道道1165線（道路敷を含む。）を南に進み国道274号線（道路敷を含む。）との交点に至り、この点から同国道（道路敷を含む。）を南西に進み同国道穂別大橋と穂別川左岸（河川敷地を除く。）との交点に至り、この点から穂別川左岸（河川敷地を除く。）を南に進み、同町穂別長和4番1南端と同531番との境界線と穂別川左岸（河川敷地を除く。）との交点に至り、この点から同町穂別長和534番と同531番の境界を南に進み、同530番との交点に至り、この点から同530番と国有林胆振東部森林管理署第2141林班との境界線を南に進み同班と同町穂別里575番との交点に至り、この点から国有林胆振東部森林管理署第2141林班との境界線を西に進み同町穂別里529番11との交点に至り、この点から同町穂別里529番1と同529番4の境界を西に進み同529番10との交点に至り、この点から穂別川左岸（河川敷地を除く。）との境界を南西に進み同526番9との交点に至り、この点から同537番3と穂別川左岸（河川敷地を除く。）との境界を西に進み同541番の西端に至り、この点から穂別川右岸（河川敷地を除く。）と国道274号線（道路敷を含む。）及び同町穂別里542番1との交点を見通した線を北西に進み同点に至り、この点から国道274号線（道路敷を含む。）を北東に進み同町穂別里546番3と同553番41及び道有林苦小牧經營区59林班との交点に至り、この点から同林班と同町穂別里553番1との境界を北東に進み同60林班との交点に至り、この点から同60林班の東境界を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4. 9. 30 第515号)

《39》① ヨコスト湿原特定獣具使用禁止区域 44ha

② 銃器

③ 白老郡白老町日の出町5丁目と字社台との境界と白老町道中央通線との交点を起点とし、この点から同境界沿いに南東に進み国道36号との交点に至り、この点から国道36号に沿って南西に進み白老町道東通線との交点に至り、この点から同町道に沿って北西に進み日の出町5丁目29番4と同29番38の地番界との交点に至り、この点から同地番界に沿って北東に進み同29番4と同29番37の地番界東端との交点に至り、この点から同29番37の地番界に沿って北西に進み同27番157と同27番158の地番界南端との交点に至り、この点から同27番157の地番界に沿って北東に進み同28番49地番界との交点に至り、この点から同地番界に沿って南南東に進み同地番界南端に至り、この点から北東に見通し白老町道日の出5丁目3号通線終点南東端延長線との交点に至り、この点から北東に見通し同町道に沿って南東に進み同町道南東端との交点に至り、この点から北東に見通し北海道立白老東高等学校グランド南東端との交点に至り、この点から同グランドに沿って北西に進み白老町道中央通線との交点に至り、この点から同町道に沿って北東に進み起点に至る線に囲まれた区域並びに国道36号と白老町道ヨコスト3号線の西端との交点を起点とし、この点から同町道に沿って南東に進み同町道南西端に至り、この点から南東に見通し同国土交通省H7K10石標との交点に至り、この点から南西に見通し同H7K13石標との交点に至り、この点から南西に見通し同H7K15石標との交点に至り、この点から西南西に見通し国道36号との南側交点に至り、この点から国道36号に沿って北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2. 9. 30 第605号)

《40》① 苛東特定獣具使用禁止区域 8,019ha

② 銃器

③ 苛小牧市に所在する市街化区域（平成22年11月9日北海道告示第746号）のうち勇払川右岸堤防の北端を起点とし、この点から同堤防を南東に進み同堤防南端に至り、同所から南に見通して苦小牧市字弁天53番北西端に至り、この点から地番界沿いに南に進んで汀線に至る線から以東の区域及び勇払郡厚真町字上厚真324番3、4、7、16、17、22、325番10、326番5、8、338番2、3、10、339番、340番1から5まで、7から9まで、12から14まで、17、341番1、4、11、344番1、347番7から9まで、11、12、14、348番7、同町字共和88番3、6、96番2から5まで、97番2から4まで、8から10まで、112番5、114番2から4まで、7、122番4、123番2から4まで、124番1、2、126番2から4まで、129番3、131番3、4、132番3から5まで、133番1から3まで、135番2、3、136番1、3から5まで、145番2、4、147番2から5まで、148番2から5まで、150番1から5まで、264番1、4、267番3、8、362番1、393番2、401番1、402番1から3まで、403番1から4まで、404番1、405番、406番1、407番から410番まで、462番3、467番1から3まで、6、7、468番1から3まで、469番1、470番、471番、516番1、585番2、599番3、615番2、621番2、634番3、635番1、636番1、2、640番5、641番2、642番5、647番3、677番1、679番2、682番2、683番2、684番3、703番1、704番、705番、707番1、708番1、3、709番から714番まで、715番1、2、716番、717番、719番から721番まで、722番1、724番、726番、728番、730番1から5まで、731番、732番1、733番2から4まで、734番から740番まで、741番2、744番2、749番、750番、751番3、752番1、753番1、754番1、755番、757番、765番から769番まで、770番1、771番、772番、773番1、781番から783番まで、784番1から3まで、785番1、790番から802番まで、804番1、805番1、807番、811番から815番まで、818番、820番から823番まで、825番1、826番、827番、

841番1、3、842番1から11まで、843番、844番、846番から849番まで、同町字浜厚真5番2、3、6から10まで、6番1、5、8番1、2、9番2、11番1から9まで、12番1から4まで、13番1から3まで、14番、15番1から7まで、16番1から5まで、17番1、3から13まで、18番1から6まで、19番1から3まで、20番から22番まで、23番2、25番1から6まで、26番、27番2から5まで、7、28番から30番まで、192番1から5まで、193番、194番1から3まで、195番2、210番1から3まで、211番1から6まで、212番、213番、214番1から4まで、215番1、3から7まで、9から29まで、33から41まで、44から47まで、216番から219番まで、220番2、224番、225番、226番1、227番、228番1、3から21まで、230番、231番2、232番から237番まで、238番2、3、239番2、240番2、242番2、243番から245番まで、246番3、4、249番2、250番3、251番1、4、6、507番4、571番、572番、573番1から3まで、575番、599番から610番まで、611番1、2、612番、613番、615番から618番まで、619番1、2、620番から622番まで、623番1、2、624番から626番まで、627番2から4まで、628番、629番1、2、636番、685番3の区域
④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《41》① 登別川特定獣具使用禁止区域 10ha

② 銃器

③ 登別市登別本町に所在する道央自動車道に架かる登別川橋から同町の市道登別富浦路線に架かる登別橋までの間に所在する二級河川登別川の河川区域
④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《42》① フジコ沼特定獣具使用禁止区域 1ha

② 銃器

③ 勇払郡むかわ町豊城に所在するフジコ沼の水面の区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《43》① 長流川特定獣具使用禁止区域 71ha

② 銃器

③ 伊達市に所在する長流川と北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の交点北端を起点とし、この点から見通し線で東に進み長流川と北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の交点東端との交点に至り、この点から長流川河川敷地界を南西に進み噴火湾汀線との交点に至り、この点から見通し線で長流川と噴火湾汀線の西端との交点に至り、この点から長流川河川敷地界を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 平成26年10月1日～平成36年9月30日 (H26. 9. 30 第661号)

【日高振興局管内】

《44》① えりも特定獣具使用禁止区域 88ha

② 銃器

③ 峴泉郡えりも町字新浜の国道336号とコロップ川右岸との交点を起点とし、同所から国道336号を北西に進み字新浜1030番（旧国道）と字新浜206番1との交点に至り、同所から字新浜1030番と字新浜206番1及び字新浜205番との地番界に沿って南東に進み字新浜205番と字新浜199番6との交点に至り、同所から字新浜205番と字新浜199番6及び字新浜199番1との地番界に沿って北東に進み字新浜199の1番と字新浜207番9との交点に至り、同所から字新浜207番9と字新浜205番、字新浜214番1、字新浜208番8、字新浜208番11及び字新浜208番15との地番界に沿って進み字新浜207番2との交点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との地番界に沿って北東に進み字新浜317番1との交点に至り、同所から字新浜312番2と字新浜317番1との地番界に沿って南東に進み字新浜312番2の南東端と道路敷地との交点に至り、同所からコロップ川右岸と字新浜316番北端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜316番とコロップ川右岸との地番界に沿って南に進み字新浜316番南東端に至り、同所から東に進んでコロップ川を渡り、コロップ川左岸と同町字歌別310番の北東端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別310番と字歌別313番との地番界に沿って南に進み字歌別311番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別313番との地番界に沿って北東に進み字歌別317番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別317番との地番界に沿って南東に進み字歌別311番南東端と道路敷地との交点に至り、同所から字歌別1008番と字歌別318番との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別318番と道路敷地の地番界に沿って北東に進み字歌別1008番と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別334番と字歌別1008番との地番界に沿って南西に進み字歌別334番と字歌別319番との地番界に沿って進み字歌別321番1との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別3

34番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別334番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と道路敷地の交点に至り、同所から字歌別321番1と道路敷地との地番界を南東に進み字歌別321番2との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別321番2との地番界に沿って南西に進み道路敷地との交点に至り、字歌別321番1と道路敷地の地番界を南西に進み字歌別322番1との交点に至り、同所から字歌別322番1と字歌別322番2との地番界に沿って南に進み国道336号との交点に至り、同所から国道336号に沿って南西に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《45》① 向別川特定獣具使用禁止区域 12ha

② 銃器

③ 浦河郡浦河町に所在する向別川河口から町道向ヶ丘線町線綠橋との間に所在する向別川（河川敷地を含む）の区域
④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《46》① 岩瀬ダム特定獣具使用禁止区域 2ha

② 銃器

③ 沙流郡日高町豊郷に所在する豊郷ダム水面の区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《47》① 岩瀬ダム特定獣具使用禁止区域 164ha

② 銃器

③ 様似郡様似町に所在する町道大泉線と町道チミ沢線の交点を起点とし、この点から町道チミ沢線を南に進み、チミ沢左岸との交点に至り、この点からチミ沢左岸を西に進み、幌満ダム貯水左岸線（大泉湖）との交点に至り、この点から貯水左岸を南西に進み、幌満ダム堤体に至り、この点から2級河川幌満川左岸河川区域を南に進み、道有林との交点に至り、この点から河川区域と道有林との境界線を西に進み、株式会社日本電工所有の幌満5号橋に至り、この点から橋を渡り、町道幌満大泉線との交点に至り、この点から町道幌満大泉線を北に進み、町道大泉線との交点に至り、この点から同町道幌満大泉線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 平成26年10月1日～平成36年9月30日 (H26. 9. 30 第661号)

【渡島総合振興局管内】

《48》① 久根別特定獣具使用禁止区域 133ha

② 銃器

③ 北斗市中央1丁目に所在する国道228号と大野川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を北に進み北斗市久根別3丁目と同市中野通との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市久根別3丁目と同市一本木との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市久根別4丁目と同市一本木との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市久根別5丁目と同市萩野との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市追分4丁目との境界線に至り、同所から同境界線を南東及び南西に進み市道大中山線との交点に至り、同所から同市道を南に進み道南いさりび鉄道線に至り、同所から同鐵道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

《49》① 八雲特定獣具使用禁止区域 1,184ha

② 銃器

③ 二海郡八雲町に所在する道道八雲北檜山線と町道建岩線との交点を起点とし、同所から同道道を北西に進み町道咲来線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道富咲2号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道富咲1号線との交点に至り、同所から同町道を南に進みポンツルベツツ川左岸との交点に至り、同所からポンツルベツツ川左岸を東に進み渡島檜山計画区八雲町148林班と147林班との境界線に至り、同所から山稜線を東に進み146林班3小班と17小班の境界線との交点に至り、同所から南西に進み同計画区八雲町154林班2小班と同林班3小班と同林班17小班との境界線に至り、同所から南西に進み同計画区八雲町151林班2小班と同林班3小班と同林班17小班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み同計画区八雲町151林班と154林班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み同計画区八雲町152林班と153林班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み同計画区八雲町152林班2小班と同林班9小班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み同計画区八雲町152林班2小班と48小班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み遊樂部川河川敷地境界線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

《50》① 楢谷特定獣具使用禁止区域 80ha

② 銃器

③ 函館市に所在する国道278号矢尻川橋と矢尻川左岸（河川敷を含む。）との交点を起点とし、この点から同川左岸を上流に進み一般民有林渡島檜山森林計画区函館市3007林班250小班と198小班との境界の交点に至り、この点から同境界線を南東に進み市道矢尻3号線との交点に至り、この点から同市道を東に進み市道浜町4号線との交点に至り、この点から市道浜町4号線を南に進み国道278号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《51》① 中野通特定獣具使用禁止区域 394ha

② 銃器

③ 北斗市に所在する市道御手作線と道南いさりび鉄道江差線との交点を起点とし、この点から同市道を北に進み市道大工川通線との交点に至り、この点から同市道を北に進み市道中央線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道大工川5号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道大工川9号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道清川26号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道添山4号線及び市道添山14号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み一般民有林渡島檜山森林計画区北斗市104林班と102林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を東に進み104林班と110林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を北に進み109林班と110林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を北に進み市道清川27号線との交点に至り、この点から同市道を南東に進み市道野崎1号線との交点に至り、この点から同市道を東に進み市道野崎181番4と109番の地番界との交点に至り、この点から同地番界を北に進み野崎181番2と178番の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南東に進み野崎100番8と100番9の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南西に進み市道野崎1号線との交点に至り、この点から同市道を南東に進み道上磯下線との交点に至り、この点から同